

7 医安第 6 5 1 号
令和 7 年 8 月 1 2 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する
法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の公布につ
いて（通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部
を改正する法律（令和 7 年法律第 37 号。以下「改正法」という。）の公布につ
いては、令和 7 年 6 月 6 日付け 7 医安第 460 号で通知したところです。

この度、改正法の施行期日を定める政令の公布について、令和 7 年 7 月 25 日
付け医薬発 0725 第 1 号及び産情発 0725 第 1 号で厚生労働省医薬局長及び同省
大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官から別添のとおり通知がありましたの
で、貴会（組合）員への周知について御配慮ください。

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 0 5 2－9 5 4－6 3 0 3 （ダイヤルイン）

0 5 2－9 5 4－6 3 0 5 （ダイヤルイン）

0 5 2－9 5 4－6 3 4 4 （ダイヤルイン）

0 5 2－9 5 4－6 3 0 4 （ダイヤルイン）

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp



医薬発 0725 第 1 号
産情発 0725 第 1 号
令和 7 年 7 月 25 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医薬局長
(公 印 省 略)

厚生労働省大臣官房
医薬産業振興・医療情報審議官
(公 印 省 略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を
改正する法律の施行期日を定める政令の公布について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を
改正する法律の施行期日を定める政令（令和 7 年政令第 271 号）については、本日、
別添のとおり公布されたところです。

つきましては別添の内容について、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係
機関等へ周知徹底いただきますようお願いいたします。



医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和七年七月二十五日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第二百七十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十一月二十日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和八年五月一日とする。

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 小泉進次郎

防衛大臣 中谷 元